救護所・救護病院について

〈救護所〉

市が指定した7箇所の救護所が設置され、医療班が傷病者の緊急度と重症度により、治療の優先度の判別(トリアージ)を行います。また、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じ中等症患者及び重症患者に対する応急処置を行います。

名称	設置場所	住所
第1救護所	東益津公民館	石脇上 65
第2救護所	焼津文化会館	三ヶ名 1550
第3救護所	小川公民館	/川 2724-1
第4救護所	豊田小学校	五ヶ堀之内 2
第5救護所	焼津ケアセンター	中根新田 1315
第6救護所	和田小学校	田尻 541
第7救護所	大井川中学校	下江留 191

〈救護病院〉

市内3箇所の救護病院が開設され、中等症患者、重症患者の処置及び収容を行います。 また重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域搬送への対応を行います。

名称	住 所
焼津市立総合病院	道原 1000
コミュニティホスピタル甲賀病院	大覚寺 2 丁目 30-1
岡本石井病院	小川新町 5-2-3

